

京都府公報

号 外 第 5 号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

条 例	ページ
○職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	(人事課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（京都府条例第1号）（人事課）

1 改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- 育児のために正規の勤務時間以外の時間における勤務の制限の請求をすることができる職員の範囲を、3歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に拡大することとした。（第37条の2関係）
- 任命権者は、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）について、次の措置を講じなければならないこととした。（第45条の22関係）
 - 介護について申し出た職員に対する介護両立支援制度等の周知、意向の確認等
 - 40歳に達する職員に対する介護両立支援制度等の周知
- 任命権者は、介護両立支援制度等の請求又は申出が円滑に行われるようにするため、職員に対する介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置を講じなければならないこととした。（第45条の23関係）

3 施行期日

令和7年4月1日

条 例

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府条例第1号

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 給与

第1節 給料（第3条—第9条）

- 第2節 手当（第10条—第23条）
- 第3節 補則（第24条・第25条）
- 第4節 給与の特例（第26条—第27条）
- 第5節 退職手当（第28条）
- 第6節 単純な労務に雇用される者の給与の種類及び基準（第29条）
- 第7節 口座振込みの方法による給与の支給（第29条の2）

第3章 勤務時間、休日、休暇、部分休業及び休業

- 第1節 勤務時間（第30条—第37条の5）
- 第2節 休日（第38条・第39条）
- 第3節 休暇（第40条—第45条）
 - 第3節の2 部分休業（第45条の2—第45条の6）
 - 第3節の3 休業（第45条の7—第45条の21）
 - 第3節の4 介護のための休業等に関し任命権者が講じるべき措置（第45条の22・第45条の23）

第4節 勤務時間及び休暇の特例（第46条）

第3章の2 人事行政の運営等の状況の公表（第46条の2—第46条の7）

第4章 雑則（第47条・第48条）

附則

第1条中「同じ。」をいう。」の右に「第3章第3節の4を除き、」を、「基準」の右に「介護のための休業等に関し任命権者が講じるべき措置に関する事項」を加える。

第37条の2第1項及び第3項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第3章に次の1節を加える。

第3節の4 介護のための休業等に関し任命権者が講じるべき措置

（介護についての申出があつた場合等における措置）

第45条の22 任命権者は、職員（法第3条第2項に規定する府の一般職に属する職員並びに市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員をいう。以下この節において同じ。）が当該任命権者に対し、対象家族（この項に規定する介護両立支援制度等の対象となる職員の家族をいう。）が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この節において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達する日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第45条の23 任命権者は、介護両立支援制度等の請求又は申出が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。